

1 趣旨

都市の現況及び見通し等を踏まえ、都市状況の変化への対応や広域交通網等を活かした交流拡大による都市の活性化を図るため、府南部地域の第6回目の都市計画定期見直しを実施

なお、変更案は、地域のまちづくりの主体である関係市町が案を作成し、府が調整・確認しとりまとめ

2 これまでの定期見直しの経過

当初決定 昭和46年 第1回見直し 昭和55年 第2回見直し 昭和59年
 第3回見直し 平成4年 第4回見直し 平成12年 第5回見直し 平成19年

3 変更概要

- マスタープラン(都市の将来像、都市施設、市街地整備事業等の目標や都市計画の方針を定めるもの)

【対象】南丹、京都、宇治、綴喜、相楽、丹波、宇治田原都市計画区域

社会動向、都市基盤施設の整備等の都市の状況変化を考慮して改訂等

・国土強靱化等の安全、充実する広域交通網を活かした交流の促進の観点を追加・充実
 ・都市基盤の整備目標を平成27年から平成37年に見直し等

- 線引き(市街化を促進する「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」の区域区分)

京都縦貫異動車道、新名神高速道路等の充実する広域交通網を活かし、地域の賑わいを創出する商業系、働く場を確保する工業系の土地利用誘導を目的とした市街化区域編入等

編入^{※1}: 13箇所 界線整理^{※2}: 10箇所 (市街化区域が106.8ha増加)
 特定保留^{※3}: 2箇所(219.6ha) 一般保留^{※3}: 7箇所(81.0ha)

| 都市計画区域 | 主な見直し箇所 |
|--------|--|
| 南丹 | 亀岡市 篠町篠向谷地区(業務系) 一般保留 ^{※3} ・篠IC周辺地区(工業系) 他6箇所(亀岡市、南丹市の界線整理 ^{※2} 等) |
| 京都 | 新たな編入区域なし |
| 宇治 | 城陽市 東部丘陵地長池地区(商業系)、東部丘陵地青谷地区(流通系) 久御山町 佐山西ノ口美ノケ藪地区(医療・福祉系)、市田地区(工業系) 井手町 多賀流田駅前地区(業務系)、多賀流田地区(工業系) 他5箇所(宇治市、城陽市の界線整理 ^{※2}) |
| 綴喜 | 八幡市 美濃山古寺地区(商業系)、八幡イター南地区(流通系) 一般保留 ^{※3} 岩田大谷地区(住居系) 京田辺市 松井地区(流通系)、松井山手地区(保育所) 特定保留 ^{※3} 南田辺東・西地区(関西文化学術研究都市関連) 一般保留 ^{※3} 大住工業地区(工業系)、田辺地区(住居系、商業系等) |
| 相楽 | 精華町 狛田東地区(関西文化学術研究都市関連) 特定保留 ^{※3} 狛田西地区 一般保留 ^{※3} 菅井植田地区、蔭山・水落地区、乾谷谷々地区 (関西文化学術研究都市関連) |

※1 市街化調整区域から市街化区域に変更すること
 ※2 市街化区域と市街化調整区域の境界としていた道路等の地形地物の変動したため、新たな境界を設定すること(新たな境界は、区域を大きく変更しないように設定する)
 ※3 一定の整備計画があるが、事業の見通しが明確でないため、事業が具体化した段階で、随時、編入するようあらかじめ保留すること(区域が確定している場合は特定保留、区域が確定していない場合は一般保留)